

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人船橋重行の上告理由第一点について。

訴外 D が大正四年一月六日訴外 E より本件係争地を含む熊本県球磨郡 a 村 b 字 c d 番の e、畠一反歩を買受け、上告人が大正一五年四月一日相続により D よりこれを取得し、それぞれ所有権取得登記を経由したから、訴外 F の本件係争地に対する取得時効がこれにより中断せられた旨の主張は、原審において当事者の主張のないところであるから、これをもつて原判決を非難することは許されない。論旨は採用できない。

同第二点について。

訴外 D が本件係争地を含む前記 c d 番の e、畠一反歩につき大正四年一月六日所
有権取得登記を経由したからといって、そのことだけで訴外 F の本件係争地に対す
る占有につき原判決の認定した公然性がなくなつたものと解することはできない。原
判決に所論の法律解釈の誤り、理由不備、理由齟齬の違法はない。論旨は採用でき
ない。

同第三点について。

所論の点に関する原判決の事実認定は、その挙示の証拠により肯認できるから、
原判決に採証法則を誤つた違法はない。論旨は採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと
おり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 河 村 又 介

裁判官 石 坂 修 一

裁判官 五 鬼 上 堅 磐

裁判官 橫 田 正 俊